

【個人申請】申請書類・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称	必要書類 確認事項	対象機器等					備考
		蓄	エネ	V2H	熱	チェック欄	
1 第1号様式 「助成金交付申請書(兼設置完了報告書)(個人用)」	<ul style="list-style-type: none"> 個人が申請する場合の様式 申請書4枚目の同意事項に申請者の署名(自署)と捺印が必要 手続き代行を行う場合、手続き担当者の署名(自署)捺印も必要 	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・集合住宅等で、複数戸に対象機器等を設置する場合、電灯契約ごとに申請
2 申請者(個人)本人確認書類	<p>以下の書類のうちいずれか一つの写しであること</p> <p>①運転免許証、②健康保険証、③住民基本台帳カード、④パスポート、⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書、⑥身体障害者手帳、⑦療育手帳、⑧精神障害者保健福祉手帳</p> <ul style="list-style-type: none"> ※日本で発行されたものであること ※記載内容がはっきりと確認できるものであること ※現住所・氏名の記載があるもの ※氏名と住所が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁の写しが必要 ※有効期限内のものであること 	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	(※)事前申請を行っており、すでに提出しているものから変更がない場合、提出不要
3 設置機器の領収書(写し)・領収書の内訳	<ul style="list-style-type: none"> 領収書の日付が平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間のものであること(※1) カラーコピーであること 以下の内容が記載されていること ①宛名(助成申請者名であること) ②領収金額 ③助成対象経費(機器費のみ、工事費(※2)・消費税含まず) ④設置場所住所 ⑤対象機器メーカー名 ⑥対象機器型番 ⑦製造番号 ⑧収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの(※3) ⑨領収日 ⑩発行者(販売事業者)名 ⑪発行者(販売事業者)捺印 <p>※但書に③~⑦の記載がない場合、以下のいずれかを併せて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公社の定める様式で領収書の内訳を作成すること 工事請負契約書等の契約書類(及び付属書類)で③~⑦の内容が確認できるものの写し 	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	<p>(※1) 事前申請又は特例申請された場合は平成33年9月30日まで</p> <p>(※2) 太陽熱利用システムを申請する場合は工事費も含まれます。</p> <p>(※3) 領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要</p>
4 設置機器の保証書(写し)	<ul style="list-style-type: none"> 「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること 使用者控え(お客様控え等)の写しであること 	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・保証書の提出が困難な場合は「助成対象機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること(証明は機器の販売元等が公社理事長宛に作成したもの)
5 対象機器等を設置する建物及び対象機器等から供給される電力を使用する住宅の全景写真(カラー)	<ul style="list-style-type: none"> 玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの(建物の立地や構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれて可) 対象機器等が写っていない可 対象機器等を設置する建物と、対象機器等が発電する電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真が必要 カラー印刷または、カラープリント写真であること 写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×90mm)以上であること ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり 	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
6 対象機器等の設置状態を示す写真(カラー)	<ul style="list-style-type: none"> 設置完了後の写真であること 対象機器等を設置した部屋や屋外の場所が分かるような写真であること 写真の縦横比は変更しないこと 1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれて可 カラー印刷または、カラープリント写真であること 写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×90mm)以上であること ※日よけ等の目的で対象機器等をカバーで覆う場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器等がはっきり確認できるよう撮影のすること ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり 	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【家庭用燃料電池(エネファーム)の場合】 燃料電池ユニット、貯湯ユニットが写っているもの(複数枚可)
7 対象機器等のパッケージ型番及び製造番号(銘板)を示す写真(カラー)	<ul style="list-style-type: none"> 設置完了後の写真であること (設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること) 対象機器等の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの カラー印刷または、カラープリント写真であること 写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×90mm)以上であること 	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【家庭用燃料電池(エネファーム)の場合】 燃料電池ユニット、貯湯ユニットそれぞれの銘板写真を添付すること

【対象機器等の表記について】

蓄・・・蓄電池、エネ・・・家庭用燃料電池(エネファーム)、V2H・・・ビークル・トゥ・ホームシステム、熱・・・太陽熱利用システム

提出書類名称		必要書類 確認事項	対象機器等					備考
			蓄	エネ	V2H	熱	チェック 欄	
8	集合住宅等であることの確認できる書類	・販売用チラシ、建築計画書や平面図の写しで総戸数等が確認できるもの	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【集合住宅として申請を行う場合】
9	通帳の写し (表紙及び振込口座情報記載頁の見開き)	・振込口座情報の記載された預金通帳、もしくは貯金通帳の表紙及び振込口座情報記載頁の見開き、両方の写しが必要 ・交付申請書の助成金申請者と同一の口座名義であること ・「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」(カタカナが確認できない場合には、キャッシュカードのコピーを追加提出してください。)がはっきりと確認できる写しであること	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【インターネットバンキング等で通帳不発行の場合】 金融機関発行(又は金融機関ホームページのログイン後の画面)のもので、「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」が確認出来るものを提出
10	太陽光発電システムの設置時期が確認できる書類 (右欄の書類のうちいずれか)	【太陽光発電システムの領収書(写し)】 ・カラーコピーであること ・領収日の記載があること ※助成対象機器の領収書の日付け(領収日)から3ヶ月以内であることが必要 ※太陽光発電システムのリースを活用し導入した場合にはリース契約書(写し)を提出すること 【太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し)】 ・「メーカー名」「型番」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること ・引渡日等の記載があること ※助成対象機器の領収書の日付け(領収日)から3ヶ月以内であることが必要	●	-	●	-	<input type="checkbox"/>	※領収書にあつては領収日、保証書にあつては引渡日等を設置日とみなします。 ※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要
11	太陽光発電システムが交付要綱第5条第1項に適合することを確認できる書類(右欄の書類のうちいずれか)	【出力対比表】 ・メーカーから発行されたもので、太陽光モジュールの「製造メーカー」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(W)」が確認出来るもの(助成申請者名の記載がない場合は、空欄に助成申請者の氏名を補記のこと) ・メーカーが発行していない場合は、製品に同梱されている製造番号(バーコード)の写し及び製造番号(バーコード)をもとに、「助成申請者名」「販売店名」「製造メーカー名」「太陽光モジュール型式」「公称最大出力(W)」を記載した出力対比表を作成し提出すること(本手引き56ページの作成例を参照) 【太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し)】 ・「メーカー名」「型番」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること <既設の場合> 【国、都又は公社発行の住宅用太陽光発電システム助成制度の交付決定通知書(写し)】 ・助成制度の名称が記載されていること ・助成制度実施団体の代表者の押印があること <既設の場合> 【直近の太陽光発電の売電明細(写し)】 ・再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていること ・買取起算日が助成対象機器の領収日より前のものであること ・「使用場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること	●		●		<input type="checkbox"/>	
12	太陽光発電システムで発電した電力を助成対象機器を設置する住宅で使用している事実を確認できる書類(右欄の書類のうちいずれか)	<同時導入の場合> 【接続契約のご案内(写し)】 ・太陽光発電システムの系統連系に伴う電力会社との契約締結後の写し ・「設置場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること <同時導入の場合> 【系統連系協議依頼票の控え(写し)】 ・「設置場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること 【直近の太陽光発電の売電明細(写し)】 ・買取起算日の記載があること ・「使用場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること	●		●		<input type="checkbox"/>	
13	出力対比表	・メーカーから発行されたもので、太陽光モジュールの「製造メーカー」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(W)」が確認出来るもの(助成申請者名の記載がない場合は、空欄に助成申請者の氏名を補記のこと) ・メーカーが発行していない場合は、製品に同梱されている製造番号(バーコード)の写し及び製造番号(バーコード)をもとに、「助成申請者名」「販売店名」「製造メーカー名」「太陽光モジュール型式」「公称最大出力(W)」を記載した出力対比表を作成し提出すること(本手引き56ページの作成例を参照)	● (※)	-	● (※)	-	<input type="checkbox"/>	※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要 ※「太陽光発電システムが交付要綱第5条第1項に適合することを確認できる書類」として提出する場合は、提出不要
14	太陽光発電システムの設置状況を示す写真(カラー)	・太陽光モジュールの設置状態がわかるものであること	●	-	●	-	<input type="checkbox"/>	※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要
15	その他公社が審査に必要と認める書類		●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	

【対象機器等の表記について】

蓄・・・蓄電池、エネ・・・家庭用燃料電池(エネファーム)、V2H・・・ビークル・トゥ・ホームシステム、熱・・・太陽熱利用システム